

変更説明書（新旧対照表）

変更内容

沿道地区の「建築物の用途の制限」を変更し、併せて所要の規定整理を行う。

1 地区計画の方針

事項	計 画 内 容	
	旧	新
位置	札幌市南区簾舞3条5丁目ほか	札幌市南区簾舞3条5丁目、3条6丁目及び4条6丁目
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1（略）</p> <p>2 一般住宅B地区にあっては、周辺住宅地との調和が図られるよう、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」を定め、さらに住環境や商業業務等に必要な空地の確保を図るため、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」を定める。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1（略）</p> <p>2 一般住宅B地区にあっては、周辺住宅地との調和が図られるよう、「建築物の容積率の最高限度」を定め、さらに住環境や商業業務等に必要な空地の確保を図るため、「建築物の建ぺい率の最高限度」を定める。</p> <p>3～6（略）</p>

2 地区整備計画

事項	計 画 内 容	
	旧	新
建築物等に関する事項	<p>沿 道 地 区</p> <p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅(建築物の一部を住宅の用途に供するもの及び3戸以上の長屋を除く。)</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>沿 道 地 区</p> <p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>